

「ひだかスマ友サポーター」募集要領

（目的）

第1条 日高村では、令和3年度から「日高村まるごとデジタル化事業」（以下、「普及事業」という。）を実施し、スマートフォン普及を推進している。この取り組みにより、広く村民がデジタルを活用できる状態を目指す。普及には、高齢者などのデジタル弱者層への地域でのフォローが不可欠です。

そこで、普及事業と並行して、スマートフォンの使い方などに困っている住民をフォローしてくださる方々を「ひだかスマ友サポーター」（以下、「スマサポ」という。）として募集する。

スマサポの募集に際し、必要な事項を本要領に定める。

（募集期間）

第2条 令和3年6月1日から随時募集する。

（応募要件）

第3条 スマサポの応募要件として以下のすべての要件を満たしていること

- 1 スマサポの趣旨に賛同し、スマサポの活動に自主的に係わり応援していただけること
 - 2 スマサポの活動を積極的にPRしていただけること
 - 3 デジタルディバイト（情報格差）を解消するための企画に関わっていただけること
- 注) 日高村に在住・在勤・村内の事業所で勤務されている方でも応募できるものとする。

（応募方法）

第4条 応募方法は、日高村公式ホームページの申込フォームから行う。

（連携）

第5条 スマサポの取組は、デジタル共助ステーション（以下、「スマ友」という）と連携する。具体的な連携については以下の内容を想定する

- 1 スマ友を拠点とした、スマサポ活動の実施
- 2 スマ友との積極的な情報交換
- 3 スマ友と連携した国を含む行政事業の企画や実施
- 4 その他、スマートフォンを普及し住民のデジタル化にかかる取組

（事務局）

第6条 事務局を企画課におき、活動の事務や調整を集落活動支援員が行う。事務局情報については以下のとおり

- 1 名称：日高村役場企画課
- 2 住所：高知県高岡郡日高村本郷6 1-1
- 3 連絡先：0889-24-5126 Mail：kikaku@vill.hidaka.lg.jp

(サポーターの解消)

第7条 サポーターは当年度を経過した後は、いつでも解消することができる。

2 前項の規定にかかわらず、事務局は重大な法令違反又は公序良俗違反が認められた場合には、いつでも解消することができる。

(個人情報の保護)

第8条 サポーターに登録する際に得た個人情報は、当該取組の運用のみに使用するものとし、申請者から許可を得た場合以外は、他に流布、漏洩、提供されることのないよう厳重に管理するものとする。

(サポート活動への協力金)

第9条 スマサポ活動への協力金について、以下の要件を定める。

- 1 サポーターは、スマサポ活動に応じて、協力金を事務局に請求することができる。
- 2 事務局は、請求があった場合は、活動報告を確認し、サポーターに支払う。
- 3 協力金の額については、サポーターと事務局による協議会内で決定するが、スマサポ活動1回につき、500円を上限とする。
- 4 協力金支払いの対象になるスマサポ活動については、前項の協議会内で決定する。

(要領の改定等)

第10条 本要領は、協議会により必要に応じて改定される場合があります。その場合は、改定後にサポーターに通知します。

2 本要領の改定によりサポーターに不利益が生じた場合も、本協議会は、その責任を負うものではありません。